

平成30年第4回長与町議会定例会会議録(第5号)

招集年月日 平成30年12月 4日

本日の会議 平成30年12月14日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本 圭介 君 議 事 課 長 富永 正彦 君
参 事 森本 陽子 君 主 任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 勝本 真二 君 総 務 部 長 山本 昭彦 君
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君 建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君
住 民 福 祉 部 長 松邨 清茂 君 健 康 保 険 部 長 中山 庄治 君
水 道 局 長 濱 伸二 君 会 計 管 理 者 山口 利弘 君
教 育 次 長 森川 寛子 君 総 務 部 理 事 山口 功 君
建 設 産 業 部 理 事 中嶋 敏純 君 教 育 委 員 会 理 事 金崎 良一 君
総 務 課 長 荒木 秀一 君 情 報 管 理 課 長 堀池 英二 君
秘 書 広 報 課 長 中村 元則 君 契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君
政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君 財 政 課 長 田中 一之 君
税 務 課 長 山崎 昇 君 収 納 推 進 課 長 渡部 守史 君
土 木 管 理 課 長 中尾 盛雄 君 福 祉 課 長 細田 愛二 君
こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり 君 住 民 環 境 課 長 宮崎 伸之 君
健 康 保 険 課 長 志田 純子 君 介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君
水 道 課 長 山口 新吾 君 下 水 道 課 長 山崎 禎三 君
教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君 生 涯 学 習 課 長 青田 浩二 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 和田 弘 君

会議録署名議員

6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 10時10分

平成30年第4回長与町議会定例会
議事日程（第5号）

平成30年12月 14日（金）
午前 9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	65	附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	※総文
2	66	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	※総文
3	67	長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	※総文
4	68	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	※総文
5	69	字の区域の変更について	※総文
6	70	平成30年度長与町一般会計補正予算（第4号）	※総文
7	71	平成30年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	※産厚
8	72	平成30年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）	※産厚
9	—	長与町議会50周年記念事業特別委員会報告について	
10	—	委員会の閉会中の継続調査申し出	

※付託された委員会

○議長（内村博法議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を行います。

まず日程第1、議案第65号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例。日程第2、議案第66号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。日程第3、議案第67号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。日程第4、議案第68号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。日程第5、議案第69号字の区域の変更について。日程第6、議案第70号平成30年度長与町一般会計補正予算（第4号）を一括議題といたします。

ただいま一括議題としてます議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○10番（岩永政則議員）

皆さんおはようございます。それでは審査の結果につきまして御報告を申し上げます。

議案第65号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例、これにつきましては、12月の10日委員全員出席の下、説明員として山本総務部長以下、職員の出席を求めて審査をいたしました。議案の内容をといたしましては、介護保険に係る地域包括ケアシステムの構築に向け、日常生活上の支援が必要な高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活が続けられるよう地域における生活支援、介護予防の基盤整備に向けた取組や地域における支え合いの体制づくりを推進するために、支えあい「ながよ」推進協議体を附属機関として新たに追加するものである。委員の構成は20人以内、任期は2年と、このような説明でございます。それに対する質疑といたしましては、地域という言葉が出てくるが、どのような地域の割り振りを想定しているのか。これに対して国の想定では1層から3層までとしている。1層は町設置の協議体、2層はコミュニティ単位、3層は自治体単位と想定しているとのことでございます。また次に質疑にしましては、避難行動要支援者制度などと連携をとり一体化しないと強化されないのではないかという質問に対して、地域の見守りは福祉課など各所管で分かれているが、第4条第6項の町職員という規則の中で横の連携を取っていく。以上のような答弁がございました。慎重に審査をした結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第66号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、これにつきましては、同じく12月10日委員全員出席の下、説明員として山本総務部長以下、職員の出席を求め審査をいたしました。提案の理由につきましては、別表の町長の部に支えあい「ながよ」推進協議体の報酬額を新たに加えるもの。以上説明がございました。主な質疑として、議案第65号、議案第66号については、一括議題として説明を受け質疑を行いました。そのため主な質疑については、議案第65号と同じである。主な質疑は以上のとおりでございました。慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に67号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、12月10日委員全員出席の下、説明員として鈴木副町長、山本総務部長、荒木総務課長、その他関係職員の出席を求めて審査をいたしました。内容につきましては、国及び近隣自治体の状況を踏まえ、町議会議員における期末手当を特別職の国家公務員と同率に引き上げるため改正するものである。第1条は12月の期末手当に係る支給割合を0.2月分引き上げ、総支給割合を3.35、現在3.15ですね、とするもの。第2条は6月及び12月の期末手当に係る支給割合をそれぞれ100分の167.5に改めるという説明でございました。これに対しまして質疑としましては、今回の提案は報酬等審議会で意見を求めることができなかつたのかという質問に対しまして、報酬等審議会に掛ければより丁寧な対応ができたと思うが、今回は人事院勧告に準じたもので、要は審議会には掛けていないということでもございました。それから、これまで議員と三役、町長、副町長、教育長は一緒に上程されてきた。今回、一緒に議案を提出する考えは無かつたのかとの質問に対しまして、町長の判断によって提案しなかつたという答弁がございました。次に議案書の中に置かれた状況とは何かということで質問がございましたが、将来の財政面を考慮した部分もあるというような質疑がございました。今回の議案審議に当たっては自由討議を行い、論点、争点の整理を行ってまいりました。慎重に審査した結果、全会一致で原案を否決すべきものと決しました。

次に議案第68号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、12月10日委員全員出席の下、説明員として山本総務部長以下、職員の出席を求め審査をいたしました。主な内容といたしましては、平成30年8月10日の人事院勧告は、民間給与との較差を埋めるため初任給を1,500円引き上げ、若年層についても1,000円程度、その他はそれぞれ400円の改定を基本とする俸給表の水準を平均0.2%引き上げる勧告がなされている。具体的には宿日直手当の金額を4,400円に改めること。勤勉手当の支給割合を0.06月引き上げること。一般職の場合、期末、勤勉手当の総支給割合は4.45月となる。また、6月及び12月の配分を改めた。以上の説明がございました。主な質疑としましては、宿直、日直の運用がなければ、条例から削除すべきではないかと。要するに無いんだから削除すべきじゃないかということでもございます。答弁としましては、シルバー人材センターに委託しているため運用はなされていないが、今後、国の考え方が変わる場合も考慮し残しておく。主な質疑は以上のとおりでございます。慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第69号字の区域の変更につきましても、12月10日委員全員出席の下、説明員として山本総務部長以下、関係各課長の出席の下、審査をいたしました。主な内容といたしましては、現在吉無田郷の一部で施行されている池山土地区画整理事業は、吉無田郷の字山下、字的場、字江下、字珍シ川の合計4つの字にわたり、広さ3.4ヘクタールの規模で実施されている。内容としては、区画整理地内の字的場、字江下、字

珍シ川を字山下に編入するもの。以上の説明がございました。主な質疑といたしましては、変更調書に介在する道とあるが、水路、公有地などは無かったのかという質問に対しまして、今回水路は無かったため道とした。以上のような質疑がございました。慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第70号平成30年度長与町一般会計補正予算（第4号）につきましては、12月11日委員全員出席の下、説明員として山本総務部長以下、各部課長の出席の下、審査をいたしました。提案理由の主なものとしましては、今回の補正は、歳入歳出それぞれ7億9,985万2,000円を追加して、補正後の総額を132億5,159万6,000円とするものである。歳入の主なものとしましては、13款国庫支出金では8,515万7,000円を計上。2項国庫補助金では冷暖房対応臨時特例交付金等6,195万9,000円を計上。14款県支出金の県負担金では交付額の確定による国民健康保険基盤安定負担金増額のため、障害者自立支援給付金費負担金、保育所運営費負担金の過年度精算分等合わせて1,603万8,000円を計上。16款寄附金では、ふるさと長与応援寄附金の増額見込分1億2,000万円を計上。18款繰越金は今回の補正予算の財源調整として8,238万3,000円を計上。20款町債では小中学校のエアコン設置に係る事業債4億9,830万円を計上。歳出の主なものは、各科目の職員人件費については、配置転換及び人事院勧告による給与措置などの補正分を計上。2款総務費では、ふるさと長与応援寄附金の増額見込みに伴う返礼品等の経費、長崎県議会議員及び長与町議会議員一般選挙にかかる経費1億497万8,000円を計上。3款民生費では自立支援費、国民健康保険特別会計繰出金の増額等2,094万3,000円を計上。8款土木費では国道207号線に係る県事業負担金659万円を計上。10款教育費では小中学校のエアコン設置に係る工事費6億6,926万2,000円を計上。

以上の説明がございました。

その中で、各部の主な質疑を申し上げますと、総務部では、選挙用ポスター掲示板設置については、団地などの開発で掲示板の設置数が増えるのかに対する答弁として、設置に係る規則があり、本町の面積では現行の68か所になっているという答弁がございました。それから町制施行50周年記念事業補助金、町民提案事業の5件の内容は何かという質疑に対しまして、30年度長与バスケットボールまつり、スプリングコンサートの2件、31年度コミュニティフェスタ in 高田、長与ブラーム混声合唱団の演奏会、西高田敬老会の歌謡ショーの3件となっているとの答弁でございます。建設産業部では、ふるさと納税の返礼率は3割以下になっているのか。また、フィッシングサイトへの対策状況はどうかという質問に対しまして、現在、返礼率は全て3割以下になっている。フィッシングサイト対策については、ポータルサイトよりアクセスしていただくようホームページトップにて周知をしているという答弁がございました。生活福祉部では、老人福祉センターの安全対策に必要な修繕内容は何か。これに対しまして1階、2階のトイレ土間排水トラップ修繕、2階のトイレ換気扇の交換、入口用壁のタイルの剥がれが

ある。その補修ですね、1階トイレのタイル補修の4件となっている。との答弁がございました。最後に教育委員会でございますが、エアコンについては、電気式EHP方式とガス式GHP方式とのコスト比較はどのように行ったのかという質問に対しまして、コスト試算は全校一括で試算した場合、ガス式のコストが高く維持管理を考えれば電気式の方がメンテナンス経費が少なく済むことから、電気式としたと。以上のような質疑が行われました。慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告終わります。

○議長（内村博法議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず議案第65号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に議案第66号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に議案第67号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に議案第68号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に議案第69号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に議案第70号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第65号の討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第65号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第66号の討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第66号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第67号の討論を行います。

まず賛成討論はありませんか。

次に反対討論はありませんか。

堤議員。

○13番(堤理志議員)

議案第67号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。本議案は、長与町議会議員の期末手当を増額する提案であります。この間、住民の負担増、住民福祉施策の削減が実施されてきました。また、今後の財政運営も先行きが厳しい状況が考えられます。議員報酬は低ければ低いほど良いとは思いません。しかし、今の町が置かれた状況、住民の状況を鑑みると議員の期末手当増額は受け入れることができません。今行うべきは、議員の期末手当増額ではなく、その分は住民福祉や学校教育、社会教育に充当すべきであると考えます。以上の考え方から本議案に反対をいたします。

○議長(内村博法議員)

次に賛成討論はありません。

次に反対討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これから日程第3、議案第67号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は否決です。

本案に賛成の方は起立願います。

起立ゼロ、したがって本案は否決されました。

これから議案第68号の討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第68号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第69号の討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第69号字の区域の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

次にこれから議案第70号の討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

堤議員。

○13番（堤理志議員）

議案第70号平成30年度長与町一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場から討論を行います。本補正予算は、小中学校の空調設備設置に向けた設計監理、概算工事費が計上されました。住民の声が議会を動かし、議会が行政を動かした結果であり評価できるものであります。しかし、補正予算の内容は、その全てに諸手を挙げて賛同できるというものではございません。認可外保育の県の補助、ほのぼの育成事業が打ち切られましたけれども、子育て世帯への影響が出ないのか懸念が残ります。子育て支援センター、一時預かり事業の統廃合も利用者に影響が出ないのか懸念がされます。こうした点について、今後十分なフォロー、配慮が必要であります。また、議案第67号の議員の期末手当を増額する議案、先程本会議でも否決となりましたけれども、本補正予算にはその増額分が盛り込まれております。この増額部分を削除する修正ができると議案の整合性がとれると考えまして、委員会の休憩中に様々協議を行いました。残念ながら意見の一致が得られず、全会一致での修正は叶いませんでした。本補正予算を原案どおり可決をしても、議員の期末手当増額部分は事実上執行ができないため実質的には影響はありません。したがって、本補正予算を原案どおり可決することが次善の策となることから本補正予算に賛成をいたします。

○議長（内村博法議員）

次に反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第70号平成30年度長与町一般会計補正予算（第4号）を

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に日程第7、議案第71号平成30年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)。日程第8、議案第72号平成30年度長与町下水道事業会計補正予算(第1号)を一括議題といたします。

ただいま一括議題としてます議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○9番(西岡克之議員)

それでは、産業厚生委員会に付託された議案等の審査結果について御報告いたします。

議案第71号平成30年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件で御報告いたします。30年12月10日に委員全員出席の下、説明員として中山健康保険部長、志田健康保険課長、その他関係職員の出席を求め審査をいたしました。提案理由の概要といたしまして、今回の補正は歳入歳出それぞれ1,257万3,000円を増額し、補正後の総額を40億3,672万4,000円とするもので、歳入では、保険財政基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の額の確定による計上、歳出では予備費において同額を計上し、収支の調整を行うものであります。主な質疑といたしまして、その他の繰入金は、法定外繰入金ではないのかという質疑に対し、その他の繰入金は財政安定化対策事業分で法定外繰入ではないという答弁をいただきました。主な質疑は以上のとおりでございます。慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第72号平成30年度長与町下水道事業会計補正予算(第1号)の件を御報告いたします。同じく審査日は30年12月10日で、委員全員出席の下、説明員として濱水道局長、山崎下水道課長、その他関係職員の出席を求め審査を行いました。主な提案理由といたしまして、今回の補正は人事異動によるもの及び人事院勧告に伴う職員給与等の増額によるもので、収益的支出の1款1項営業費及び議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額をそれぞれ410万9,000円増額し、補正後の下水道事業費用を9億9,963万8,000円とするものであるということでございます。主な質疑といたしまして、増員の1名はどのような職員かという質疑に対し、正規職員を配置していただいているという答弁がございました。主な質疑は以上のとおりでございます。慎重に審査した結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上です。

○議長(内村博法議員)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず議案第71号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第72号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第71号の討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第71号平成30年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

次にこれから議案第72号の討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第72号平成30年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

次に日程第9、長与町議会50周年記念事業特別委員会報告についてを議題といたします。本件について、委員長の報告を求めます。

長与町議会50周年記念事業特別委員長。

○7番（金子恵議員）

では、長与町議会50周年記念事業特別委員会に関し報告をいたします。長与町議会50周年記念事業については、平成30年4月18日の全員協議会において事業提案を募集することといたしましたが、不調に終わりました。しかし、その後5月14日に議長諮問により議会運営委員会で検討することとなりました。議会運営委員会では、7回にわたり事業の内容について協議を行い、8月27日の委員会で特別委員会設置により事業を進める方針を確認し、9月4日の全員協議会において承認され、9月7日の本会議において、長与町議会50周年記念事業特別委員会設置決議案を上程し、全会一致で可決されました。この委員会の調査目的は、長与町議会50周年記念事業の実施検討、

委員定数を議長を除く15人とし、期間は本事業が終了するまでとし、閉会中もなお継続して行うことができるとしました。第1回目の委員会は、平成30年10月1日に開催いたしました。この会では、まずゼロベースでの事業提案を求めましたが、議会運営委員会が提案したもの以外の新たな提案はなされませんでした。

第2回は10月11日開催です。この回も前回同様、特別委員会としてどのように進めるべきかの議論に集中し、前向きに検討していくことからほど遠い議論となりました。一定の方向性が出せず、記念事業を記念誌の発行、記念行事の開催の2つに分け、各委員会からの意見として調査票を提出してもらい、その結果を基に協議を進めていくこととしました。次に第3回特別委員会は10月19日に開催しました。各委員に提出してもらった記念事業に関する調査の結果を示し、これを基に意見を出してもらいました。結果に関しては報告書の最後に添付していますので、御参照ください。第4回特別委員会は10月26日開催しましたが、最終の報告書を確認後、この委員会の終了といたしました。第1回から3回までに出示された意見の内容は、同じく報告書に記載しておりますので御参照いただきたいと思います。

終わりに実施検討を目的に本委員会は設置されましたが、特別委員会の性質上、ゼロベースでの協議を行うことといたしました。4回にわたる委員会開催の中で、設置以前に協議すべきだった意見が多く出されるという結果になりました。事業内容に関しては、記念事業に関する調査票の結果を基に考えると、記念誌の発行は実施検討してもよいとする委員が多く、記念事業の開催に関しても実施するとした委員が多数でした。以上、当初の委員会の目的からは多少乖離しているように思えますが、各委員の意見の場になり得たことは良しとすべきであると考えております。この報告書において特別委員会は終了いたしますが、議長判断の上、今後の記念事業の展開に期待するものであります。

以上、特別委員会の調査終了の報告といたします。長与町議会50周年記念事業特別委員会、委員長金子恵。

○議長（内村博法議員）

これで委員長の報告を終わります。

ただいまの報告のとおり、これをもちまして本特別委員会の調査を終了いたします。

次に日程第10、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定によりお手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがってお手元に配付のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

次に日程第11、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題といたします。

議会広報広聴常任委員長、議会運営委員長から目下、委員会において調査中の事件に

ついて、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

議決された案件につきましての字句、数字、その他軽微な整理についてお諮りします。

会議規則第45条の規定により、整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがってこれら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定いたしました。

閉会にあたり、町長から発言の申し出がありますので許可いたします。

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

それでは第4回長与町議会定例会の閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げたいと思っております。去る4日に開会しました本定例会は11日間の会期を経て、本日閉会となりました。各提案につきましては、慎重に御審議を賜りましたことに心から御礼を申し上げる次第でございます。また今回は11名の議員の皆様から御質問いただき、御指摘、御指導、御提案を賜りました。皆様からの御意見につきましては、真摯に取り組んでまいりたいと思っております。今後とも長与町が幸福度日本一の町となることを目標に職員共々全力で取り組んでまいりますので、皆様方のさらなる御協力をお願いしたいというふうに思っております。さて、今年1年を振り返りますと、御審議いただきました議案が72件、また延べ45名の議員の皆様から91件という多くの御質問をいただきました。答弁申し上げました点につきましては、誠心誠意実現へ向けて努力をしてまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導いただきますようお願い申し上げます。今年も残り少なくなってまいりましたが、長崎北陽台高校ラグビー部が花園出場という嬉しいニュースも飛び込んでまいりました。これからは担う若い力を応援していきたいと考えております。議会初日とは打って変わり寒さが一段と厳しさを増してまいりました。風邪など引きやすい季節となりましたが、議員各位におかれましては、くれぐれも健康に御留意され益々の御活躍をいただきますようお願い申し上げます。今年1年大変お世話になりました。心から感謝を申し上げ、来る年が議員各位にとりまして、素晴らしい年でありますことを心から御祈念申し上げ、お礼の言葉に代え

させていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（内村博法議員）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

これで平成30年第4回長与町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（閉会 10時10分）